

千葉県入札監視委員会平成29年度第1回臨時会議 審議概要

| | | |
|---------------------------|--|--------|
| 開催日及び場所 | 平成29年11月27日（月） 千葉県庁中庁舎4階県土整備部会議室 | |
| 委員 | ○ 小野 理恵（千葉大学法経学部准教授） 轟 朝幸（日本大学理工学部教授） 藤井 一（弁護士） ◎ 柳 久之（一般社団法人日本経営協会講師） （敬称略・五十音順） ◎ 委員長 ○ 副委員長 | |
| 審議対象期間 | — | |
| 審議内容 | 入札・契約制度に係る 再審査申立てについて | 備考 |
| 委員からの意見 ・ 質問、それに対する回答等 | 意見・質問 | 回答 |
| | 別紙のとおり | 別紙のとおり |
| 委員会による 建議の内容 | なし | |

問合せ先

〒260-8667

千葉県千葉市中央区市場町1番1号

千葉県入札監視委員会事務局（千葉県県土整備部建設・不動産課契約・審査班）

TEL 043-223-3116

別 紙

| 意見・質問 | 回 答 |
|---|--|
| <p>○ 平成29年3月30日に苦情申し立てがあり、4月10日に再苦情申し立てがあったということだが、会議に諮るまでに期間を要したのはなぜか。</p> <p>○ 現場からの距離を基準に業者を選定したとのことだが、この基準は本当に平等だと言えるのか。 管内の中央部に本店を有する業者であれば、工事現場がどこに位置していたとしても指名から漏れる確率は低くなるのではないか。</p> <p>○ 過去の入札においても、続けて指名から外れている経緯があったために、今回再苦情申し立てに至ったのではないか。</p> <p>○ 苦情申し立てに対する回答の中で、「地理的条件等を総合的に考慮し」とあるが、ここでの「等」とは何を指しているのか。 また、「総合的」とは具体的にはどういうことを意味しているのか。</p> | <p>○ 千葉県において再苦情申し立ての事例は今回が初めてであり、他県の状況の調査等に時間を要した。</p> <p>○ 今回の指名業者選定においては工事現場からの距離を諸条件の一つとしたが、この条件が絶対的な基準ではない。同列に並ぶ業者の中から指名業者を選定するにあたり、諸条件を加味して選定した。</p> <p>○ 君津土木事務所で例年発注している工事には、指名業者に入っている。 実際、今年度当該業者は2件の受注実績がある。個々の案件に応じて公平に業者選定を行っており、何年も受注がないという事例はない。</p> <p>○ 今回は距離を条件の一つとして採用したが、すべてが今回のような基準に基づいているというわけではない。 過去の受注状況や、手持ちの工事の状況等を考慮することもある。 今回は、発注が少ない工種なので、他の条件ではなく、定量的に判断ができる距離に注目して選定した。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>○ 「総合的に」と記載はあるが、実際には距離で判断したということか。 業者選定は全ての案件でこのような選定の仕方をしているのか。</p> <p>○ 業者選定をする際に地域貢献を考慮したとのことだが、具体的にはどのように考慮したのか。</p> <p>○ 再苦情申立書に、『当該工事はBランク対象工事であるから当社を指名しなかった』と当該土木事務所次長から説明を受けましたが、とあるが、これは正しい説明なのか。</p> <p>○ 説明を行う際に、適正適確な説明が出来ていなかったために再苦情申立てに至ってしまったのではないか。 業者側の真意がどこにあるのかによって、役所側にどういった不足があったのかということ整理しないと次の手立てが打てないのではないか。</p> <p>○ 現場からの距離が最も遠かったということについても業者は理解したのか。</p> <p>○ 現場からの直線距離が最も遠かったということは客観的事実であり、このことを十分に説明すべきだったのではないか。 それが「総合的」という言葉で表現されてしまったために、業者に不満が残ったのではないかと思う。</p> | <p>○ 業者選定の際に用いる諸条件の中で優劣がつかない場合、最終的な判断材料として距離を条件にすることはある。 個々の工事ごとに受注状況や地理的条件を考慮して選定している。</p> <p>○ 災害時のボランティア活動や防災訓練等への参加状況等を考慮している。</p> <p>○ 基準ではB等級の工事なので、管内のB等級から、年間平均完成工事高が当該発注工事金額を上回る要件を満たす4者を選定した後、残りをA等級から選定をし、最終的に8者を選定したということを説明した。</p> <p>○ 4月5日に対面で説明を行い、指名の仕組みや考え方については丁寧に説明をした。 地理的要件を考慮して決定したということについても説明をした。</p> <p>○ 現場からの距離については説明していない。 あくまでも、地理的要件を勘案して今回の指名に至ったという説明をした。</p> |
|--|---|

○ 当該業者の平成28、27年度の指名回数ほどの程度か。

○ 27年度については、緑地管理の案件で3回指名しており、3回応札している。

造園工事の案件では2回指名し、2回応札しているが受注には至っていない。

28年度についても、緑地管理で3回指名しており、3回応札しているが受注には至っていない。

造園工事については、2件発注しているが、指名はしていない。

29年度については緑地管理で3回指名し、3回応札されており、そのうち2回受注している。

過去3年間で11回の指名があり、11回応札しそのうちの2回受注している。

○ 再苦情申立書の類似工事についてはどのような基準で業者を選定したのか。

○ 27年度当時の工事で、造園工事を事務所として発注したのがほぼ初めての案件だったので、技術力や安全管理を優先し、A等級を念頭において選定をした。

28年度に発注した案件とは選定の仕方が異なっている。

| | |
|---|---|
| <p>○ 毎回異なる基準で指名業者選定を行うと、恣意性が入ってしまう可能性があり、選定方法に疑問を持たれても仕方がない部分がある。</p> <p>今回の審議案件に限っては、地理的条件で選定しているということだったので、合理的な理由が説明できると考える。</p> <p>○ 県の今後の取り組みとして、指名競争入札に希望制度を設けることを答申の内容に加えてみてはどうかと思う。</p> <p>経済性も、安定的な履行確保も期待することができると思う。</p> <p>○ 意図的に指名から外したのではないということを明確にして回答しなければならない。業者を指名から外すことを考えたのではなく、積極性を加味していったら結局、距離という消極的理由で外されてしまったということをしつかりと伝達できなかったことが問題だったのではないかと思う。</p> | <p>○ 今回の会議では、発注者側に一定の説明責任があるのではないかというご意見をいただいたということで、事務局の方で後日答申の案文を作成し、先生方のご意見をお伺いしたい。</p> <p>○ 受注ニーズに対するミスマッチという点については、希望制度の導入等も含め、今後の課題として研究していきたい。</p> |
|---|---|